

ごみ収集車両運転時のサングラス着用の試行について

市職員のごみ収集車両の運転時における交通事故防止及び安全衛生管理を目的に、サングラスの着用を試行します。

1. 着用基準

ごみ収集車両を運転する時などに着用し、市民の皆さんとの対面時は外します。
着用は任意とし、希望する職員は、あらかじめ所属長等に申し出ます。

2. 着用するサングラスの仕様

- ・市職員としての品位を損なわないものであって実用的なもの
- ・威圧感や不安を抱かれるようなものでないもの
- ・派手なものや奇抜な形状・色調でないもの

3. 試行開始日

令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）

4. 着用効果等の検証

サングラス着用による効果及び課題を検証し、本格実施の是非を判断します。